

令和7年第2回

東濃中部病院事務組合議会定例会議案

令和7年10月29日

令和7年第2回東濃中部病院事務組合議会定例会議事日程

令和7年10月29日（水曜日）午前9時開議

| | | |
|-------|--|----|
| 日程第1 | 議席の指定について | |
| 日程第2 | 議長の選挙について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 日程第3 | 会議録署名議員の指名について | |
| 日程第4 | 会期の決定について | |
| 日程第5 | 議第9号 令和7年度東濃中部病院事務組合病院事業会計補正予算（第1号）・・・・・・・・・・・・・・・・ | 別冊 |
| 日程第6 | 議第10号 東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・ | 2 |
| 日程第7 | 議第11号 地方自治法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について・・・・・・・・ | 5 |
| 日程第8 | 議第12号 令和6年度東濃中部病院事務組合一般会計決算の認定について・・・・・・・・ | 7 |
| 日程第9 | 議第13号 令和6年度東濃中部病院事務組合休日急病診療事業特別会計決算の認定について・・・・・・・・ | 8 |
| 日程第10 | 議第14号 令和6年度東濃中部病院事務組合病院事業会計決算の認定について・・・・・・・・ | 9 |

日程第2

議長の選挙について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第103条第1項の規定により、東濃中部病院事務組合議会議長の選挙を行う。

令和7年10月29日提出

| 住所 | 氏名 | 生年月日 |
|----|----|------|
| | | |

議第10号

東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例について

東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のように定めるものとする。

令和7年10月29日提出

東濃中部病院事務組合管理者 土岐市長 加藤 淳 司

提案理由

診療科目の修正及び法定以外の利用料金の追加並びに地方自治法の一部改正
に伴う改正により、この条例を定めようとする。

東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例（令和４年東濃中部病院事務組合条例第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項の表中「神経内科」を「脳神経内科」に改める。

第６条中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改める。

別表第１中「

| | | | |
|----------------|--|-------|------------------------|
| ほくろの炭酸ガスレーザー治療 | | １個につき | 算定方法により算定した額で１７，５００円以内 |
|----------------|--|-------|------------------------|

」を「

| | | | |
|----------------|-------------|--------------|------------------------|
| ほくろの炭酸ガスレーザー治療 | | １個につき | 算定方法により算定した額で１７，５００円以内 |
| ジルコニア | インレー | １本につき | ６０，０００円 |
| | フルクラウン | １本につき | １１０，０００円 |
| 義歯 | ノンクラスプデンチャー | 片側１歯から４歯まで | ６０，０００円 |
| | | 両側１歯から４歯まで | ８０，０００円 |
| | | 両側５歯から８歯まで | １００，０００円 |
| | | 両側９歯から１１歯まで | １１５，０００円 |
| | | 両側１２歯から１４歯まで | １３０，０００円 |

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議第 1 1 号

地方自治法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

地方自治法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 1 0 月 2 9 日提出

東濃中部病院事務組合管理者 土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

地方自治法等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

地方自治法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(東濃中部病院事務組合監査委員条例の一部改正)

第1条 東濃中部病院事務組合監査委員条例（令和3年東濃中部病院事務組合条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(東濃中部病院事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 東濃中部病院事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年東濃中部病院事務組合条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議第12号

令和6年度東濃中部病院事務組合一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度東濃中部病院事務組合一般会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和7年10月29日提出

東濃中部病院事務組合管理者 土岐市長 加藤 淳 司

議第13号

令和6年度東濃中部病院事務組合休日急病診療事業特別会計決算の認定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度東濃中部病院事務組合休日急病診療事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和7年10月29日提出

東濃中部病院事務組合管理者 土岐市長 加藤 淳 司

議第14号

令和6年度東濃中部病院事務組合病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度東濃中部病院事務組合病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

令和7年10月29日提出

東濃中部病院事務組合管理者 土岐市長 加藤 淳 司